

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2012 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2012 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2012 年 9 月～2012 年 11 月分)

#### **最高商事裁、知的財産裁判所の規則を作成中**

最高商事裁判所の幹部会は、今後設立される知的財産裁判所の規則の詳細な解釈を作成している。同裁判所はモスクワに設置され、2013 年 2 月に活動を開始する予定である(注:2013 年 2 月時点で裁判官の任命等枠組みは整いつつあるものの、実際の活動開始には至っていない)。同裁判所では、新たに「スペシャリスト」の役割が導入され、裁判官はこれらのスペシャリストによる法的なコンサルティングを受けることが可能になる。この他、同裁判所は、科学者や有識者の専門的意見を確認するために照会を行なう権利がある。

#### **商標権侵害訴訟で Hame の勝訴が確定**

9 月 11 日、最高商事裁判所幹部会はパテの製造者「Hame(ハメ)」(原告)が食肉加工業者「Lytcarsinsky factory(リトカリンスキ・ファクトリ)」(被告 A)に対して上訴した内容を審理し、被告 A が原告の商標権を侵害しているとする判決を下した(幹部会決定第 VAS-5939/2012 号)。この判決は、原告が「Ruzkom(ルズコム)」(被告 B)(模倣パッケージの製造業者)および被告 A(パテの製造者)に対して提起した長期にわたる裁判をまとめる判決となった。原告は 2 年以上前に上述の企業 2 社が自社の商標権を侵害していると訴えを提起した。結果的に、原告は勝訴

するまでに 7 つの裁判を経なければならなかった(事件番号第 A41-8764/2010 号)。

反独占局が商事裁判所と同様に被告 B を有罪としたにも関わらず、被告 A を有罪と認めさせることが困難な状況が続いていた。結果として、最高商事裁判所幹部会は被告 A が原告に対して 430 万ルーブルの補償金を支払う義務があるという判決を下した。

#### **最高商事裁、Adidas AG の訴えを棄却**

「Adidas AG(アディダス AG)」(原告)は、商標登録番号:426376 および 730835 の商標権に関連し、「Satellit-K(サテリット・ケイ)」(被告)に対して訴訟を提起した。原告は、ブーツに 4 本線を使用することは原告に帰属する商標権の侵害であることを主張した。しかし、9 月 13 日、最高商事裁判所は下位裁判所の判決を支持し、裁判を最高商事裁判所幹部会に回付することを棄却した。

#### **商標 BOUNTY を巡り、May と Mars が対立**

「May(メイ)」(原告)は「Mars(マーズ)」(被告)に対して、4 種類の商品に関連する商標「BOUNTY」の不使用取り消し請求に関する訴訟(計 4 件)を、モスクワ市商事裁判所に提起した(事件番号第 A40-115046/2012 号、A40-115045/2012 号、A40-115042/2012 号、A40-115037/2012 号)。今回の訴訟は、被告が原告に対し、原告の製品であるお茶 Curtis

Bountea は被告の製造するチョコレート BOUNTY を連想させるので、その販売を停止するように書簡を送ったことから始まった。原告はその返答として、被告を相手に商標 BOUNTY の不使用取り消し請求に関連する 4 件の訴訟を提起した。

この訴訟の経緯として、被告がお茶やコーヒーを含むいくつかの製品カテゴリーで BOUNTY を商標登録していたが、被告はこの商標を過去 3 年間、お茶やコーヒーに使用していなかった。訴えはモスクワ市商事裁判所で受理されたが、まだ審議されていない(2013 年 2 月時点)。

### **反独占局、“Mayonnaise”ブランドの販売禁止を決定**

9 月 17 日、反独占局は「Kazansky zhirovoy kombinat(カザンスキー・ジラヴォイ・コンビナト)」が連邦法「競争保護について」第 14 条第 2 項に違反していると判断した。

同社は、ロシアの他のブランドと誤認混同するほど類似した“Mayonnaise”というブランドでマヨネーズを販売していた。同社は、色も書体も類似したロゴを使用していた。模倣が非常に巧みに行なわれており、反独占局はこのようなブランド名の使用は違法であると判断した。

### **サンクトペテルブルク市およびレニングラード地方商事裁、商標の譲渡契約を無効とする判決を下す**

9 月 24 日、サンクトペテルブルク市およびレニングラード地方商事裁判所は、「Sberbank (ズベルバンク)」による、「Laverna(ラベルナ)」から「First House(ファースト・ハウス)」への商標“Laverna”(商標登録番号:23827 および 233432)と商標“House Laverna”(商標登録番号No. 233434)の独占権の譲渡契約を無効とする訴えについて、Sberbank の主張を認める判決を下した。

商標は Laverna(所有者)から First House

(譲受人)へ会社清算決定後に譲渡された。同裁判所は商標に対する独占権の取引は、民法第 63 条に違反すると結論した。理由として、清算された法人の財産が不足している場合、清算法人の財産が売却されるべき公共競売などによって処分されなければならないからである。

### **最高商事裁、裁判の公開原則を保証**

10 月 8 日、最高商事裁判所は裁判の公開原則を保証する幹部会決定を発表した。同決定によると、誰もが公判を傍聴できる。傍聴席が足りない場合、裁判をもっと広い部屋で行なったり、オンラインで中継したりして対処する。さらに、場合によっては、裁判官の許可を得ることなく、公判を自由に録音録画することができる。

現状、写真機やビデオカメラの使用は裁判官の許可なしでは認められていない。裁判官はそれが基本的人権や自由を侵害する恐れのある場合のみ申請を却下する権限がある。一方で、参加者の意思に関わらず、写真機やビデオカメラが使用されることもありうる。写真やビデオ素材の公開は参加者の同意なしで行なうことができる。

同時に、国家的、商業的その他の機密といった強い動機がある場合、当事者双方からの求めに応じ裁判を非公開とすることがありうる。しかし、上位裁判所が、裁判が非公開で行なわれたことを違法とする判決を下した場合、判決が取り消され、再審されることもある。

### **最高商事裁、税関による並行輸入品の差止めは妥当だと判断**

11 月 13 日、最高商事裁判所幹部会は、事件番号第 A 51-6603/2011 号に関するウラジオストク税関局からの上訴の内容を審理、下位裁判所の判決を取り消す判決を下した。個人事業主は、税関当局が申告した貨物を差し止めると決定したのは違法であると訴えた。第一

審では真正品を差し止めるという決定は、たとえそれが権利者の許諾なく輸入された商品であったとしても、個人事業主の権利を侵害すると判決した。控訴審(第二審)と破毀審(第三審)もこの判決を支持していた。

しかし、最高商事裁判所は、民法第 1487

条に基づき、登録商標が付された商品を権利者の許諾なく輸入することは知的財産権の侵害となるため、判決が法律に則っていないことを指摘した。3 ャ国関税同盟の関税法典第 328 条第1項によると、税関当局は知的財産権対象物の保護手段を講じることになっている。

## 2. 今回の話題:民法第 4 部の改正動向

現在、民法第 4 部の改正が行われており、下院で改正法案が審議されている。審議中の改正法案に記載されている主な改正内容(一部)は以下の通り。

### 1. 総則

#### 1.1. 知的財産権と所有権

現行の民法(第 1227 条)では、知的財産権は、各知的活動の成果又は識別手段を具現化した媒体(物)に対する「所有権」に付随しないと規定されている。改正法案の第 1227 条では、「所有権あるいはその他の物権」に修正され、この条項の範囲が拡大される。

#### 1.2. 共同著作

改正法案の第 1229 条では、著作者が自分の独占権のシェアを第三者に譲渡することを禁止している。著作者でない者は、他のオーナーの合意が得られた場合のみ自分のシェアを譲渡することができる。

#### 1.3. 知的財産権の処分

改正法案の第 1233 条では、権利者が一定の条件下で一定期間、自身の知的財産権を誰にでも無料で使用する権利を与えることができる。権利者が期間を指定しなかった場合、5 年間とみなされる。また、地域を指定しなかった場合、ロシア国内全域とみなされる。この期間においては、使用権限は撤回されず、使用条件も変更されない。しかし、権利者がすでにライセンス契約を結んでいる場合は、上記の行為は禁止される。

このほか、改正法案の第 1235 条では、ライセンス契約が営利企業間で締結される場合、無償契約は禁止される。

#### 1.4. インターネットサービスプロバイダー

改正法案の第 1253.1 条では、ウェブ上での知的財産権の侵害に対するインターネットサービスプロバイダー(ISP)の責任という考え方が導入されている。また、ISP の定義付けも行なっている。改正法案によると、データ伝達サービスを実施している ISP は以下の場合、知的財産権侵害に対し責任を負わないと規定されている:

- 1) ISP がデータ伝達時のセキュリティ確保のためにデータ改変を行う場合を除き、データ受領後にデータ改変を行っていない場合。 かつ、

2) ISP が伝達されたデータが知的財産権を侵害している違法なものであることを知らなかった場合。

また、データ掲載サービスを提供している ISP は以下の場合、知的財産の侵害に対し責任を負わないと規定されている:

- 1) ISP が掲載されたデータが知的財産権を侵害している違法なものであることを知らなかった場合。かつ、
- 2) 権利者から書面で知的財産権侵害に関する削除要請通知を受領した際に、ISP が違法なデータ削除のために必要かつ十分な措置を取った場合。

## 2. 著作権

### 2.1. ウェブサイトの法的ステータス

改正法案の第 1260 条では、ウェブサイトを作成した作品であるとしている。ウェブサイトはウェブ上で使用される具現化された形式で提供される累積的で独立したマテリアルと規定される。

### 2.2. 職務著作

改正法案の第 1295 条では、従業員の作品で、それが著作者(従業員)に帰属する場合、雇用主が非独占契約に基づき著作者に対価を支払うことにより、当該作品を使用することができる。

## 3. 特許(発明、実用新案、意匠)

### 3.1. 特許要件

発明や実用新案の特許要件にも変更が生じる。意匠に関しては、改正法案の第 1352 条で、消費者に製造元や原産地等について混乱を与えるようなソリューションに保護を与えないことを規定している。

### 3.2. 従属的な発明、実用新案、意匠

改正法案の第 1358.1 条では、従属的な発明、実用新案、意匠について規定している。発明、実用新案、意匠が他の発明、実用新案、意匠を含んでいる場合、それは「従属的」とみなされる。従属的な発明、実用新案、意匠を関連する優位の発明、実用新案、意匠の権利者の許諾なしに使用することはできない。

### 3.3. 発明、実用新案、意匠の排他的権利の有効期間

発明(20年)、実用新案(10年)の排他的権利の有効期間は改訂されない。一方で、意匠の有効期間は5年に短縮される(現行法では15年)。しかし、改正法案の第1363条では、意匠の権利者に5年ごとの延長を申請する権利を与えている。延長期間は最長25年まで可能である。

### 3.4. 発明、実用新案、意匠の排他的権利侵害の責任

改正法案の1406.1条では、発明、実用新案、意匠の排他的権利侵害の場合について、著作者や商標権者等が権利侵害者に損害賠償の代わりに補償を要求できるのと同様の権利を規定し

ている。補償額は次のいずれかの方法で計算される：

- 1) 侵害の種類により裁判官が判断する、1 万ルーブルから 5 百万ルーブルの金額。
- 2) 当該発明、実用新案、意匠の使用料の 2 倍の金額。

#### 4. 会社名

現行法と異なり、改正法案の第 1474 条では、他社の会社名を使用した法人に、その社名の使用を中止する、又は社名を変更するという選択肢を与えている。

#### 5. 商標、サービスマークに対する権利

以前の民法改正法案での商標権に関する規定の主要な変更は権利消尽の原則に関わるものだった。しかし、現在の最新の改正法案では、民法第 1487 条に変更が加えられる予定はない。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 ([www.tm-defence.com](http://www.tm-defence.com)) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。